

# あゆみ速報

原研労組中執ニュース QST版

原子力平和利用三原則  
—公開・民主・自主—を守ろう

日本原子力研究開発機構労働組合

〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方 2-4  
Tel. 029 (282) 5413, 5414 Fax. 029 (284) 0568

## QST 事務折衝（同一労働・同一賃金への対応）報告

1月29日（水）に那珂研において、労組とQSTとの事務折衝を開催し、「同一賃金・同一労働への対応」について内容の説明を受け、議論を行いました。

なお、本事務折衝は「原研労組」と「放医研労組」との共同で開催し、那珂・千葉でのテレビ会議で行いました。以下にその議事内容をご報告いたします。

以下、原研労組：[原研労]、放医研労組：[放医労]、量研機構：[QST]で表します。

\*\*\*\*\*

[QST]： QSTとして、同一労働・同一賃金への対応について方向性が定まってきたため、現時点の対応予定について労組へ説明する。  
(資料「同一労働同一賃金への対応」に基づいて内容を説明。)

### 1. 手当関係の対応について

[原研労]： 今回の改正は非常に範囲が広く、全てを理解するには時間がかかりそうである。まず、「災害応急作業手当、夜間看護手当、夜間点検等手当」の3つについては「QST リサーチアシスタント、任期制業務補助員は不支給身分へ変更」となっているが、これは「手当のカット」ではなく、「その業務をやらせることはない」との理解で良いか？

[QST]： 業務をやらせないという意味である。今回の説明資料には変更点のみが書いてあるため分かりづらいところがあるかもしれない。  
休暇については、基本的に定年制職員が持っているものと同じとなるよう、その他の身分の人にも勤務日数に応じて付与する方向性である。

[放医労]： 今回の変更点は非常にたくさんあるが、基本的には同じとなる方向とのこと。逆に異なる点はどのようなところか？また、その仕分けをしている基準は何か？

[QST]： 住居手当には違いがあり、専門業務員のうち、常勤には支給し、非常勤だと不支給となる。これは「宿舍を貸与する身分であるかどうか」で整理している。全国各地から採用し、転勤も想定している身分については支給するという整理である。

**[放医労]**： 千葉を始めとして、宿舎がない地区もあり、そもそも宿舎に入れない場合もある。

地域調整手当を専門業務員、任期制業務補助員、QST リサーチアシスタントに支給することについて、対象は千葉・東京のみとなるのか？その仕分けの基準は何か？

**[QST]**： 千葉・東京のみで支給率は6%となる。物価が高い地域において、生活費の差額を埋めることを想定して付与するものである。

**[放医労]**： その他の地域においても、定年制職員は地域調整手当が3%支給されているが、専門業務員、任期制業務補助員、QST リサーチアシスタントは千葉・東京のみ相当額を支給とのこと。この違いは何か？

**[QST]**： それぞれの地域の最低賃金を考慮した結果である。千葉の高い人件費単価に合わせて、地方におけるそれらの身分の給与を決めているので、3%分は十分にカバー出来ているものと考えている。

**[放医労]**： それでは「地方の人にとっては高い給与を払っているから良い」と言っている様に聞こえるのだが。

**[QST]**： 地域調整手当は、地域間の物価の差を埋めるためのものと考えている。

**[原研労]**： 期末勤勉手当、地域調整手当などについては「給与単価に相当額を反映」とあるが、これは手当を付けるのではなく、給与単価が変更となるのか？それはなぜか？

**[QST]**： 月給制だけでなく、日給制の人もいるので、給与単価に反映する形とするものである。

**[原研労]**： 例えば最低賃金が変わった際に、日給の変更が行われることもあるが、その際にはどのように扱われるのか？

**[QST]**： 手当相当額の上乗せ分は除き、基本給の部分で変更をするつもりである。

**[原研労]**： それでは基本給がいくらで、手当相当額がいくらなのかが見えなくなるのではないか？規程類では見えるようになるのか？

**[QST]**： その差が見えるようにはしたいと考えている。

**[放医労]**： 規程に明示されるのかどうかは？各身分でもランクや勤務日数によって収入が異なる。誰の給与がいくらになるかはこれから計算するのか？

[QST] : 規程類の整備はこれからである。内訳は分かるようにしたい。計算はこれからである。

[QST] : 同一労働・同一賃金に対する給与の考え方について説明する。定年制職員については、ずっと在籍して業務を行い、上の職位に上がる人もいる。任期制職員については、ある期間の中で業務を行ってもらう。給与はその職責に応じて支払うものなので、金額が全く同じになる訳ではない。

[原研労] : これらの手当相当額の給与への反映はどのように行うのか？

[QST] : 日給・時給などに反映する予定である。身分が同じ人であれば同じとなるが、身分や基本の単価が異なる人であれば違いは出てくる。日給・時給の内訳については分かるようにしたい。

## 2. 臨時用員の処遇について

[原研労] : いつも訴えていることだが、今回も臨時用員の処遇は良くなるのか？

[QST] : 臨時用員については、今回の対応で休暇関係の改善はあるが、給与関係の改善はない。その他の任期付きの人の処遇が臨時用員に追いついて来たものと考えて欲しい。

そもそも、今回の改正の趣旨については、定年制・任期制の違いを見直すという考えでやっている。

[原研労] : それでは、臨時用員と他の任期制職員では時給換算すると同じぐらいになるのか？

[QST] : その比較はしていないのでお答えできない。近い身分としては任期制業務補助員があり、おそらく差が縮まると思うが、臨時用員を上回ることはないと思う。これは4段階あるうちの一番下の時給との比較である。

[原研労] : そこは比較してもらって、逆転していない事を確認してもらいたい。期末・勤勉手当の支給日数はどの程度なのか？臨時用員は年間49日分だったと思うが。

[QST] : 決まっていない。

[原研労] : 今回の改正は改善方向のものばかりだが、原資はあるのか？まさか、全体的に給与を下げて差をならすようなことはないと思いたいが。

[QST] : 下げる方向は考えていない。上積み方向のみである。

**[放医労]**： 管理職員特別勤務手当についてだが、これを支給される人は管理職の仕事をしているのか？名称としては「職責手当」が支給されていないと管理職とは言えないのではないか？

**[QST]**： これは任期制常勤職員が対象である。職責手当については、給与の中に含まれているものとし、コミコミでいくらとなっている。その内訳が規程類に書いてある訳ではない。

**[原研労]**： 永年勤続休暇を全任期制職員に付与することだが、勤続年数のカウントはどこから開始するのか？

**[QST]**： これは QST に最初に採用されてからカウントを始める。博士研究員などで勤務している年数もカウントに含まれる。ただし、出戻りで再度の就職となった場合、カウントは振り出しに戻る。

**[放医労]**： 災害応急作業等手当、夜間看護手当、夜間点検等手当について、規程類には「特殊勤務手当」とまとめた形で書いてあり、どの手当が該当するのかが分からないのではないか。

**[QST]**： それぞれの身分ごとに分かるように記載をしたい。

### 3. 休暇関係の対応について

**[放医労]**： 年次有給休暇について、任期制業務補助員も採用時から取得できるように改正されるとのことだが、日数はどうなっているのか？

**[QST]**： それは勤務日数によるが、週 5 日勤務であれば年間 20 日となる。採用年度からその日数で採用時から使用ができるように改正される。これまでは採用時から半年後に使用でき、日数は 10 日間であった。

**[原研労]**： 夏休みだが、臨時用員は夏季休暇が 3 日→5 日、リフレッシュ休暇が 1 日→2 日に変更とのことである。その他の身分の人は違いがあるのか？

**[QST]**： 基本となる日数は同じである。ただし勤務日数によるものとなっている。

**[放医労]**： 今回の話と異なるが、慶弔休暇について、両親などの場合に現在は 5 日間だが、もう少し長くはならないのか？この日数だけでは対応が終わらずに、結局は有給休暇を使わざるを得ない場合もあるようだ。

#### 4. 対応全般について

**[原研労]**： 少し、大まかな話になるが、同一労働・同一賃金の趣旨を鑑みて、少し手当をつけて、休暇を揃えれば、対応としては基準を満たしていることになるのか？

**[QST]**： 満たしているものと考えている。

**[原研労]**： 今回、定年制職員の側には何か改善はあるのか？

**[QST]**： ない。任期制などの処遇を定年制の処遇に合わせていく方向性である。

**[放医労]**： QST では、定年制職員の間でも色々とは思うのだが、今回の改正の対象とはならないのか？

**[QST]**： そういったことは、同一労働・同一賃金への対応とは別の話として、全体をみて対応していきたい。

**[原研労]**： 2019年11月の事務折衝「初任給、昇格、昇給等の基準の一部改正」で、公募制で低い級でも管理職を任せるとの話が合ったが、本給分の差額が発生する話であった。それらは今回の対象となるのか？

**[QST]**： 今回の改正の対象ではない。

**[放医労]**： 再度、確認するが、休暇関係については、定年制と任期制で基本的には同じと考えて良いか？

**[QST]**： 基本的には同じである。勤務日数の違いによる差はあるが。

**[原研労]**： 「勤務時間」ではなく、「勤務日数」と考えて良いか？身分によって基準の勤務時間に差があると思うが。

**[QST]**： 勤務日数である。臨時用員などは勤務時間が短くなっているが。

**[放医労]**： 今回の改正は非常に範囲が広いが、これでQSTにある身分は全て網羅しているのか？

**[QST]**： 網羅している。ただし、理事長アドバイザーなどの無報酬身分などは別となっている。

**[原研労]**： 今後、規程類を整備し、4月1日付けの施行を目指すということで良いか？また、いま現在、採用の募集は行っているのか？その場合の募集条件はどのようなものか？



[QST] : 規程類は現在、整備中で、2月頃に労組にも示したいと考えている。採用募集については、規程類が定まっていないため、いま現在は新しい労働条件をお示しすることができない。そういう場合での採用があれば、契約時に説明して労働条件をお示しすることになるが、基本的には改善の方向である。

[放医労] : 私傷病休暇というものがあるが、これは定年制職員でいうところの病気休暇を指すのか？

[QST] : そうだ。

[原研労] : 最後に別の話になるが、昨年度に六カ所事業所でバスの運行を始めた。導入前には労組としても職員からの要望があることをお伝えしたが、今年度も継続しているのか？

[QST] : 昨年度に導入して、有効であったと聞いており、今年度も継続している。

以上

\*\*\*\*\*

## **科労協の春闘討論会 参加者募集中！**

科学技術産業労働組合協議会（科労協）の『春闘討論会』が以下の日程で開催されます。そのため現在、原研労からの参加者（5名以上）を募集しております。

科労協は、宇宙労、理研労、科学振興労、原研労の4単組が集まった協議体で、『科学技術に携わる者の労働条件を改善し、研究開発成果を挙げることで人類の発展に貢献すること』を目指して活動を行っています。

春闘討論会では、皆様にご提出いただいたアンケート結果や各法人の状況、人事院勧告などを基に、業務（研究開発）・雇用・労働条件等の改善を図る取り組み策などについて議論を行い、2020年度春闘の交渉内容を検討いたします。組合員であればどなたでも参加が可能ですので、ご意欲・ご興味のある方は原研労、又は分会長までご連絡下さい。（交通費支給）

◆ **日時：2020年2月15日（土）13時30分から16時30分頃まで**

◆ **場所：東京八重洲ホール（東京駅前）**

\*\*\*\*\*